

利用拡大“米粉チャレンジ”事業業務委託に係る 企画提案審査要領

1 審査・選定方法

(1) 審査項目・配点は、下記のとおりとする。

(2) 審査及び選定方法

- ① 審査は、山形県が設置する「利用拡大“米粉チャレンジ”事業業務企画審査会」（以下「審査会」という。）において、提案者から提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーションにより審査する。なお、山形県農林水産部の判断により提案者のプレゼンテーションを省略する場合がある。
- ② 審査項目は、2のとおりとする。
- ③ 審査員は、①に基づき、②で掲げる項目に対する審査の視点に留意して評価し、配点及び配点参考基準をもとに採点を行う。
- ④ 審査員の合議により最上位及び次点を定める。
- ⑤ 審査員の採点の合計が評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

2 採点の目安

(1) 採点方法は以下のとおりとする。

配点	採点方法				
	優れる (配点×1.0)	やや優れる (配点×0.8)	普通 (配点×0.6)	やや劣る (配点×0.4)	劣る (配点×0.2)
5 点	5	4	3	2	1
10 点	10	8	6	4	2
15 点	15	12	8	6	3

(2) 審査項目及び配点は別添のとおりとする。

【別添】

項目		評価の視点	配点	
業務遂行能力	業務実績	・過去の業務実績から、本事業においても優れた成果が期待できるか。	5	10
	実施体制	・業務の遂行に必要なスキルを持つスタッフを配置、連携出来る体制を構築しているか。	5	
第3回 おいしい 米粉パン コンテスト	出品者の募集	・全国の事業者の目に触れる募集方法であるか。 ・全国から多くの事業者が参加を希望する内容であるか。	15	40
	開催内容	・コンテスト開催にあたり、連携する組織、人選は適切であるか。 ・消費者に好意的に受けられるとともに、話題性の高い内容になっているか。 ・山形県産米粉の利用が促進される工夫がされているか。	15	
	入賞商品のPR	・県内外の消費者に、入賞商品をPRするとともに、米粉商品の認知度向上につながる工夫がされているか。	10	
即売会		・コンテストと連動し、効果的かつ効率的に米粉商品をPRする内容となっているか。 ・消費者が足を運びたいくなる開催方法、時期、場所を選択しているか。	15	15
情報発信		・業務全体を通して、米粉商品の認知度向上や購買行動につながる情報発信方法となっているか。	15	15
全体のスケジュール		・業務全体を円滑に進めることが出来るスケジュールとなっているか。	10	10
対象経費の見積り		・提案された業務に対して、必要な経費が計上されているか。必要以上の経費が計上されていないか。	10	10
合計			100	